

JASRAC 音楽教室問題

松野 瑞生

2017年6月7日、日本音楽著作権協会（以下、JASRAC）が、音楽教室での演奏について、著作権料の徴収を始めることを発表した。JASRACの著作権料徴収に対抗するため、音楽教育事業を営む一般財団法人ヤマハ音楽振興会などの音楽教育事業者によって「音楽教育を守る会」が結成された。音楽教室内の練習や指導のための演奏は演奏権に該当しないと訴え、2017年6月20日に「音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認訴訟（以下「訴訟」という。）」を東京地方裁判所に提起した。

この論文では、訴訟の争点となっている「音楽教室における演奏に演奏権が及ぶかどうか」と「音楽教室の運営者が演奏主体といえるかどうか」を検討する。

争点の1つ目、「音楽教室における演奏に演奏権が及ぶかどうか」は、音楽教室における教師及び生徒の演奏は①特定かつ少数の者に対する演奏であるから「公衆」に対する演奏ではないこと、②演奏技術習得を目的としたものであり「聞かせることを目的」としていないことから、演奏権は及ばないといえることができる。

そして、争点の2つ目、「音楽教室の運営者が演奏主体といえるかどうか」は、教師による演奏は手足論を用いて音楽教室の運営者を演奏主体ということではできるが、争点の1つ目で検討した通り、教師の演奏には演奏権が及ばないのでJASRACが運営者から著作権料を徴収することはできないと考えられる。また、生徒による演奏について音楽教室の運営者を演奏主体と評価するためには、カラオケ法理が必要になるが、カラオケ法理は平成11年著作権法改正前の特殊な状況下における判断であることなどから避けるべきであり、生徒の演奏について運営者を演奏主体と評価することは不可能と考えられる。

そもそも、著作権の目的は「文化の発展に寄与すること」（著作権法第1条）であり、JASRACが音楽教室における教師と生徒の演奏にまで演奏権が及ぶとして著作権料を徴収することが、音楽文化の発展に寄与するのかは疑問である。

もし仮に音楽教室における演奏について著作権料が徴収されるとなると、音楽教室で使用される曲が著作権の切れた楽曲ばかりになり、JASRACの管理曲の利用が減る可能性がある。また、著作権料徴収により音楽教室の受講料が高くなることで、生徒の負担が大きくなる可能性もある。創作者を全く保護しないのも問題ではあるが、過保護にしてしまうと創作者自身も不利益を被ってしまう。

JASRACは、音楽教室から使用料を徴収することは逆効果にならないか、音楽教室からの使用料徴収を再考するべきである。

（指導教員 村井麻衣子）